

# 平成27年度和歌山県国民健康保険団体連合会事業計画

## 1 基本方針

国民健康保険制度は、制度創設以来、国民皆保険の基盤をなす制度として、我が国の医療保険制度の中核的な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりました。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加に加え、日本経済においては明るい兆しこそ見えるものの、依然として雇用情勢の好転による国保料（税）の収納率向上には至っておらず、国民健康保険の運営は、極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、国においては、一昨年社会保障制度改革プログラム法の成立を受け、国と地方の協議の場である国保基盤強化協議会において協議が行われ、昨年8月には中間整理が取りまとめられたところであり、各分野の具体的な改革については、引き続き、地方との協議を進めるとしております。

また、本年1月の社会保障審議会医療保険部会において、医療保険制度改革骨子案が示され、30年度に国保の都道府県移管を行うとともに、移管に向けた財政支援として27年度で1,700億円の税金を追加投入し、さらに、29年度には後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を国保に優先的に投入する方向も示され、国はこの骨子に基づき必要な予算措置を講ずるとともに、本年1月召集の通常国会に関連法案を提出することとしております。

一方、厚労省は、政府の規制改革会議の健康・医療ワーキンググループにおいて、保険者によるレセプトの事前点検について素案を示しましたが、事前審査をする保険者としない保険者との間で審査結果に差異が生じたり、不十分な場合には医療費が膨らむ可能性があることや、審査支払機関による突合・縦覧点検などから外れる課題などがあるとして、保険者に意見を聞きながら慎重に検討がされております。

このように、保険者や国保連合会を取り巻く環境は、制度施行以来の大きな変革期を迎えておりますが、本会としては、国の動向を注視し、制度改革に伴い想定される諸課題に対応するとともに、中期経営計画の目標達成に向けた取組みを着実に進め、より一層の財政の透明化や事業の効率化を目指してまいります。

また、引き続き保険者ニーズに的確に応えるべく、次の5項目を平成27年度の重点事項に掲げ、強力で推進してまいります。